

# 福島県電子納付システム調達業務仕様書

この仕様書は、福島県電子納付システム調達業務を実施するにあたり、必要となる仕様を示したものである。

## 1 業務の目的

現在収入証紙により収納している、各種証明や許可等に係る手数料並びに施設や機器の使用に係る使用料等（以下「手数料等」という。）について、多様な支払方法を提供することにより、県民の利便性向上及び職員の収納業務効率化を図ることを目的として、新たに電子納付システムを導入し、インターネット上から電子納付システムを介して手数料等を納付及び収納できるようにするものである。

## 2 履行期間

契約締結日から令和9年5月31日まで

## 3 スケジュール

契約開始日から令和9年5月31日までに福島県電子納付システムの調達・テストを行い、完了後速やかに運用を開始予定。

なお、システム運用・保守業務契約を別途見込んでいる。

## 4 対象となる手数料等

現在の収入証紙による年間収納状況は以下のとおり

項目	概数
取扱所属	220所属
手数料等の種類	240種類（大分類） ※ 実際に電子納付システムへ登録する手数料等は小分類となるため、数千から数万種類に及ぶ見込み。
申請件数	200万件
金額	26億円

※ 申請件数及び金額については、県民等の電子納付システムの利用頻度に加え、収入証紙や窓口でのキャッシュレス決済など他の納付方法も利用できることから、実際の数値は変動する。

## 5 電子納付システムの概要

電子納付とは、インターネット上で手数料等を納付するための受付番号を発行し、県民等がコンビニエンスストアやクレジットカード等により当該手数料等を支払い、指定納付受託者がこれを受領し県の口座へ入金することにより、手数料等を納付できるものである。

(1) 機能要件

利用者	機能
申請者	納付手続（公開機能）
職員	マスタメンテナンス
	収納データ管理

<申請者>

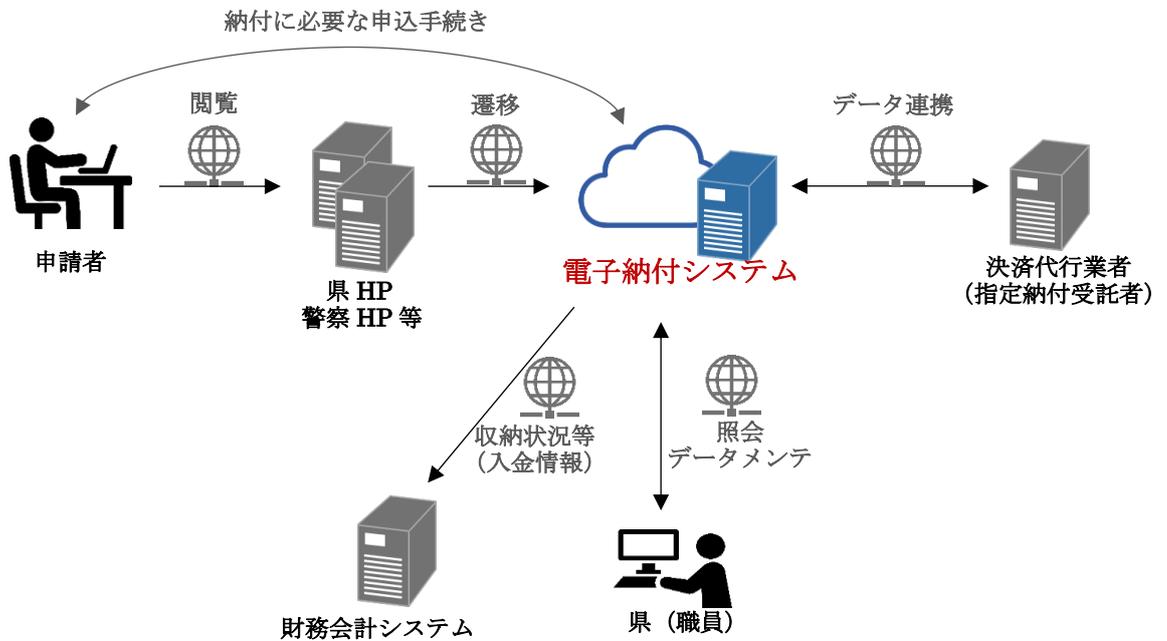
機能分類	機能名称	機能要件
納付手続	納付情報入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県 HP 等から遷移して公開中の商品（手数料等）の納付画面を表示できること。</li> <li>・ 納付画面に商品数量、納付方法、納付者情報等を入力して納付申込みできること。</li> <li>・ 納付方法でクレジットカードを選択した場合に、クレジットカード情報を入力できること。</li> </ul>
	納付 （指定納付受託者と連携）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クレジットカード情報を入力して納付できること。</li> <li>・ 納付方法でコンビニを選択した場合に、「受付番号」を取得でき、受付番号によりコンビニ窓口で現金納付できること。</li> <li>・ 納付完了後に納付完了メールを受信できるとともに、「納付番号」を取得できること。</li> </ul>
	指定納付受託者とのデータ連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納付手続の情報から納付に必要な情報を指定納付受託者に連携すること。</li> </ul>

<職員>

機能分類	機能名称	機能要件
マスタメンテナンス	商品登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象とする商品（手数料等）を容易にシステムに登録でき、納付画面を作成できること。</li> <li>・ 管理すべき情報（所属コード、商品科目、手数料額など）を商品ごとに管理できること。</li> <li>・ 商品及び管理すべき情報の修正、削除を容易にできること。</li> </ul>
	利用者権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ID/パスワードごとに利用できるマスタメンテナンス範囲を制御できること。</li> </ul>

		<p>※ 他所属の商品等をメンテナンスできないこと。</p> <p>※ 部局取りまとめ所属は、部局内所属の商品等に限りメンテナンスできること。</p>
<p>収納 データ管理</p>	<p>指定納付受託者とのデータ連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付情報は、指定納付受託者から即時（申請者が納付後直ちに）データ連携してシステムに取込めること。</li> <li>・指定納付受託者が県の指定口座に入金したときは、入金対象の商品がシステム上で管理できること。</li> </ul>
	<p>収納状況の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上で納付番号等を管理できること。</li> <li>・納付番号等から収納状況等を即時確認できること。</li> <li>・収納状況等は6か月以上データを蓄積できること。</li> <li>・収納状況等はCSVファイル等で取得できること。</li> </ul> <p>※ 収納状況等は財務会計システムに連携予定。</p>

(2) システム関連の全体イメージ



### (3) 構築・利用環境仕様

電子納付システムの構築及び利用環境の仕様等については、以下のとおりとする。

- ア Webクラウドサービス上に環境を構築することを想定しているが、他に優れた手段がある場合は提案すること。
- イ OSは、商用サポートが提供されているLinux系OS、又はこれと同等以上の安定性・保守性・セキュリティを有するOSとすること。
- ウ 県財務会計システムとの連携を考慮して構築すること。
- エ データベース管理システムは、PostgreSQL、又はこれと同等以上の機能・信頼性・運用実績を有するRDBMSとすること。また、レプリケーション等により冗長化構成を取れること。
- オ Webサーバは、障害発生時にもサービス継続が可能となるよう、冗長化又は多重化構成を取れること。
- カ 暗号化設定については、IPAが発行する「TLS暗号設定ガイドライン」等の公的ガイドラインに準拠した安全な設定とすること。
- キ Webアプリケーションの構築及びプログラム開発にあたっては、IPAが発行する「安全なウェブサイトの作り方」等の公的または業界標準のセキュリティガイドラインに準拠すること。また、クラウド基盤を利用する場合は、ISMAP登録・認証を受けていること。

## 6 調達の範囲

本業務は、電子納付システムの設計、開発及び導入等のシステム構築を行うものであり、本システムが稼働するサーバ機器、OS、機器に付随する制御ソフトウェア等（以下「機器等」という。）については、当調達の範囲とする。

### (1) 電子納付システムの要件定義、基本設計、詳細設計、開発、テスト及び導入

- ア 設計には、機器等の設計及び経費の試算、運用設計を含み、運用設計では、県及び運用保守事業者の運用方法の設計を含む（例：バッチスケジュール、バックアップスケジュール等）。
- イ 機器等は、クラウドサービス（IaaS/PaaS）の利用を想定しており、当該機器等は本調達に含み、必要なソフトウェアのインストール及び初期セットアップを行った状態で県に引き渡すこと（バックアップ用ソフトウェアを含む）。
- ウ 電子納付システムは、令和9年6月から恒常的に運用することを前提とする。

### (2) ソフトウェアライセンスの取得

電子納付システムの構築に際し、必要なソフトウェアのライセンスの調達を含み、当該ソフトウェアについて、セキュリティ更新プログラムやサポート等を受けるために保守が必要な場合は、本システム運用期間中の保守を運用保守事業者に引き継ぐこと。

### (3) 付帯作業

- ア 稼働前の職員に対する操作研修を行うこと。
- イ 各種手引書等を作成すること。

## 7 決済代行事業者について

電子納付システムの運用に係る決済代行事業者については、本調達の範囲外とする。ただし、本システムと連携させる上で推奨する決済代行事業者がある場合は、当該事業者の名称、当該事業者と連携する場合の利点、留意点及び必要となる費用を提案すること。

なお、決済代行事業者の最終決定は県が行うものとし、提案者が推奨する決済代行事業者を採用することを保証するものではない。

## 11 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、業務の内容及び範囲について、福島県と綿密な打ち合わせを行い、その決定に従うこと。
- (2) 受託者は、受託業務に関する事項について、福島県から報告を求められた場合には速やかに応じること。また、改善が必要な事項については、直ちにこれに応じ、その結果を報告すること。
- (3) 本仕様書に明示のない事項又は業務に疑義が生じた場合は、福島県及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。